



令和6年度の各地区の行政協力員（正・副）をお知らせします

行政協力員（正・副）は、地区（行政区）内の自治組織の代表者（区長等）が充てられ、町と地域住民との間の連絡調整を行う役割を担っています。行政協力員の委嘱は町長が行い、町行政の民主的かつ効率的な運営を図ることを目的としています。

内海地域							
行政協力員							
地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
あじろ 網代	い さ お 鱒 一三男	ゆ たい 油袋	し げ ゆ き 前田 茂行	ひ ら ば え 平 簪	こ う じ 中川 公詞	か し わ ぎ き 柏崎	し ゅ た ろ う 木口 壽太郎
な が み や ま 魚神山	か ず お 井村 和男	い え く し 家串	ま さ と 前田 正人	す の か わ 須ノ川	ひ ろ や す 児島 洋裕	か し わ 柏	ひ て ふ み 吉田 英史

一本松地域							
行政協力員							
地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
ま さ き 正木	し ゅ ん じ 田中 俊二	こ や ま 小山	よ し ひ さ 埜々下 義久	ひ ろ み 広見	お さ お 二神 修	み ち く ら 満倉	し げ と し 水野 重利
ま す だ 増田	し ょ う じ 近田 正二	な か の か わ 中川	ま さ の り 赤岡 政典	う わ お お だ ー 上大道	あ き ら 徳岡 朗	い っ ぽ ん ま つ 一本松	ひ ろ の り 尾崎 弘典

副行政協力員							
地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
し も ぐ み だ い い ち 下組第一	た か し 山本 卓	な か ぐ み 中組	ひ ろ し 石河 浩	お お ま た 大又	よ し の り 篠田 美登	ひ が し 一 東一	か ず ひ さ 岡田 和久
し も ぐ み だ い に 下組第二	た く 美口 卓	に し な か ぐ み 西中組	ひ ろ あ き 徳岡 弘朗	か げ ひ ら 影平	の ぶ あ き 加洲 伸昭	ひ が し に 東二	ゆ う じ 田畑 雄次
と く だ 徳田	ひ ろ し 清水 宏	う と ぐ し だ い い ち 内尾串第一	な お や 田増 直也	な も と 名本	や す ひ ろ 大森 安洋	に し 一 西一	け ん じ 小林 健二
み や の か わ 宮川	ま つ ひ で 黒岩 松秀	う と ぐ し だ い に 内尾串第二	か つ し 木下 勝之	な ろ 奈呂	け ん ぞ う 小松 健三	に し に 西二	ひ ろ ふ み 明石 博文
ほんむら 本村	いたる 大奈路 至	う と ぐ し だ い さん 内尾串第三	ひ ろ ひ み 増岡 博文	み つ の 光野	し ろ う 山本 志郎	つ ぽ は ま 坪浜	ふ み お 和泉 甫民夫
ご ざ い し ょ 御在所	ひ ろ し 岡原 浩	ひ ろ お か 広岡	た か と 福岡 敬人	ち ゃ だ ー 茶堂	か ず ふ み 中尾 和文	に し ぐ み 西組	ま さ か つ 松田 雅勝
お お だ ば 大駄場	か つ ひ ろ 岡崎 且弘	ひ ら ば た 平畑	つ か さ 萩尾 司	ゆ み は り 弓張	と も あ き 二神 智明	と う ぶ だ い い ち 東部第一	き ゃ ゆ き 小松 清行
お お だ 太田	ゆ う き 松本 悠生	な か ぐ し 中串	き よ た か 武田 清隆	こ た く 古宅	よ し ろ う 大塚 義郎	と う ぶ だ い に 東部第二	つ か さ 山下 司
か め の く し 亀之串	か ず お 柿本 和生	ひ が し こ や ま 東小山	じ ゅ ん 門田 淳	だ ば 駄場	み ね お 西川 峰男	なん ぶ 南部	し ん 濱田 慎
は ち に ん ぐ み 八人組	ひ で き 岡崎 英樹	ほんむらだいいち 本村第一	せ い じ 谷岡 誠司	お か だ ば 岡駄場	こ う ぞ う 吉田 浩三	せ い ぶ 西部	か ず い ち 二神 和一
ひ が し な か や 東中屋	ゆ き こ 山崎 由起子	ほんむらだいに 本村第二	き よ ひ さ 中平 清久	な ろ 名路	な お き 大本 直樹	ほ く ぶ 北部	か ず と も 宮崎 和友
に し な か や 西中屋	こ う じ 田原 幸治	さ か い し 坂石	けん 市村 賢	む か い や ま 向山	こ う へ い 山本 恒平		
ひ が し な か ぐ み 東中組	し ろ う 岡野 志朗	し ん で ん 新田	て つ お 山口 哲生	く ぼ え 久保江	た だ し 岡原 正		



「行政なんでも相談所」をご利用ください

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき総務大臣から委嘱された民間のボランティアです。皆さんの行政に関する苦情や意見・要望をお聞きし、皆さんと役所などの間に立ち、公平・中立的な立場で相談に乗ってくれます。本町の行政相談委員は次の方々です（敬称略）。

○金田孝一（内海）○坂尾英治（御荘）○黒澤民彦（城辺）○西村信男（一本松）○山岡島子（西海）

行政なんでも相談所は、毎月第2水曜日に各地域で開設しています。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

御荘地域			
行政協力員(正・副)			
地区名	氏名	地区名	氏名
きくがわだい 菊川第1	瀧岡 康司	ながつきだい 長月第1	竹平 満之
きくがわだい 菊川第2	山平 重治郎	ながつきだい 長月第2	森口 峰夫
きくがわだい 菊川第3	竹村 定明	ながつきだい 長月第3	下田 透
きくがわだい 菊川第4	平野 安久	ながつきだい 長月第4	高橋 純一
ひらやま 平山	小川 潔	ふっさき 節崎	稲田 達也
ながす 長洲	宮下 剛	ばせ 馬瀬	岩城 秀樹
ながさき 長崎	近平 博行	みどろ 深泥	松村 政則
かいづか 貝塚	北原 啓司	ぼうじょうなるかわ 防城成川	奥村 久夫
やの 八幡野	岡村 典孝	あかみず 赤みず	増田 智彦
ほんまち 本町	中川 知多	たかほた 高畑	山口 秀二
てらしんまち 寺新町	池田 純一	しりがい 尻貝	安田 善彦
さかえまち 栄町	浅海 伸児	おく たに 奥の谷	猪野 孝雄
かみまち 上町	早崎 義治	なか たに 中の谷	木村 伸吏
ばば 馬場	吉本 浩	こうて 高手	猪野 仁武
しもなが おか 下永ノ岡	山口 英人	なだまえ 灘前	酒井 一也
かみなが おか 上永ノ岡	永元 一広	そうず 左右水	林 毅
わぐちだい 和口第1	山本 真也	ざるなぎ 猿鳴	佐々木 道春
わぐちだい 和口第2	山岡 誠		

城辺地域			
行政協力員(正・副)			
地区名	氏名	地区名	氏名
そうづ 僧都	ただかず 久能 忠和	しみず 清水	みつなお 沖野 満直
やまいだし 山出	まさかず 山口 正一	おき 沖1	しょうぞう 中平 祥造
かじごうかみ 梶郷上	ひとし 久徳 人志	おき 沖2	なおき 清水 直貴
おおどうかみ 大道上	しゅんすけ 木村 俊介	まつもと 松本	まさひさ 岡田 正寿
おおどうしも 大道下	ひでき 宮本 秀樹	くぼ 久保	えいぞう 上田 栄造
かしとこ 檉床	ゆたか 増田 裕隆	とりごえ 鳥越	ふさお 岸本 房雄
といぐち 樋口	くにお 河島 邦男	なかはら 中原	ゆうじ 宮本 裕司
にしやなぎ 西柳	ひろしげ 木原 廣重	どい 土居	あきら 廣瀬 章
おか 岡	かずお 原田 和生	みしまだんち 三島団地	ちづこ 奥村 千鶴子
ななみどり 中緑	りょう 金繁 亮	れんじょうじ 蓮乗寺	こうじ 沖野 浩次
とうじ 当時	よしかず 山口 吉一	わきもと 脇本	じゅんじ 小嶋 盾二
しもみどり 下緑	もとよし 増崎 元吉	なかたま 中玉	まさし 本多 正志
さこく 左谷	さとし 増本 俊志	おおほま 大浜	のりゆき 武田 徳幸
だば 太場	こうぞう 松崎 孝三	かきのうら 柿ノ浦	みずず 若木 美鈴
とよた 豊田	こうじ 安岡 宏次	あつもり 敦盛	もりお 氏家 盛男
みのこし 神越	なおふみ 松田 尚史	いわみず 岩水	ともひさ 山田 智久
なか たに 中の谷	けんじ 立花 賢治	かきうち 垣内	せんいち 大黒 仙一
はな 鼻	けんじ 吉見 賢治	ひがしはま 東浜	たけひこ 吉田 武彦
しもながの 下長野	かずひろ 宮本 一大	なかぐみ 中組	けんたろう 東本 健太郎
いしいで 石井手	やすお 石崎 安男	おくまえ 奥前	つかさ 大内 宗
いせまち 伊勢町	あきら 河野 晃	にしはま 西浜	くにお 岩崎 邦夫
やまち1 矢の町1	よしのり 倉田 美憲	はなまえ 鼻前	よしゆき 田村 宜之
やまち2 矢の町2	ひでや 安岡 英也	いるかごえ 鰯越	つよし 大西 強
やまち3 矢の町3	すなお 松比良 直	ふるつき 古月	やえみ 弘瀬 八重美
なかまちかみ 中町上	よしこ 布山 叔子	ひつち 日土	きとし 山口 喜智
なかまちしも 中町下	よしゆき 源 良行	おじうら 大寿浦	けんじ 幸崎 健児
きたうら 北裡	はるお 中川 治雄	まうら 真浦	かずき 中川 一喜
うしろ 後1	あきひと 吉水 聡士	にしまうら 西真浦	しげる 浅田 茂
うしろ 後2	まさる 渡邊 真佐留	しんうら 新浦	たけひさ 竹田 武久
うしろ 後3	みきお 安岡 幹雄		

西海地域			
行政協力員(正・副)			
地区名	氏名	地区名	氏名
こしだ 越田	さかえ 池田 栄	おおなるかわ 大成川	清家 真二
ゆだち 弓立	まさる 内田 勝	こなるかわ 小成川	わかひと 小谷 若仁
こうら 小浦	としゆき 中平 利幸	ふくうら 福浦	ひさし 福田 久
かしづく 檉月	かつよし 川畑 克允	むぎがうら 麦ヶ浦	ゆきだ 幸田 均
ふなこし 船越	けんじ 長岡 健治	むしやどまり 武者泊	またかつ 畑部 又勝
ひさげ 久家	りゅうお 山下 龍男	そとまり 外泊	ゆきとし 吉田 幸稔
しもひさげ 下久家	ゆうぞう 山下 勇造	なかどまり 中泊	しゅんいち 吉田 俊一
たるみ 樽見	たつお 清水 辰夫	うちどまり 内泊	じろう 田村 次郎

問：総務課 電話：72-1211



愛南町職員の給与・定員管理等を公表します

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2および愛南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、愛南町の人事行政の運営等の状況概要を公表します。なお、紙面の都合上、詳細は町ホームページに掲載しますのでご覧ください。



4.一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況(R5.4.1現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
職務	主事	主査	係長・主任	課長補佐	課長	総括課長
職員数	28人	33人	18人	99人	34人	2人
構成比	13.1%	15.4%	8.4%	46.3%	15.9%	0.9%

(2)昇給への勤務成績の反映状況

愛南町職員の人事評価に関する規則に基づき、毎年1回(定期的)に人事評価を行い、人事管理の基礎資料とし、公務能率の発揮および推進を図っています。

また、人事異動に当たっての希望、勤務状況についての自己評価、現在の仕事についての成果などを申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

5.職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当(R4年度)

区分	期末手当	勤勉手当	1人当たりの平均支給額
賞与	2.40月分	2.00月分	1,537千円

(2)退職手当(R5.4.1現在)

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額	その他の加算措置	1人当たり平均支給額
勲奨・定年	24.58 6875 月分	33.27 075 月分	47.70 9 月分	47.70 9 月分	定年前早期退職特別措置(2~20%加算)	19,423 千円
自己都合	19.66 95 月分	28.03 95 月分	39.75 75 月分	47.70 9 月分		3,532 千円

※職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算しています。

※退職手当の1人当たり平均支給額は、R4年度に退職した職員に支給した平均額です。

(3)特殊勤務手当(R5.4.1現在)

R4年度決算	支給実績	3,098千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	77,450円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	11.8%
R5年度	手当の種類(手当数)	9種類

(4)時間外勤務手当

R4年度決算	支給実績	75,408千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	223千円
R3年度決算	支給実績	89,674千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	258千円

1.総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
16,023,287千円	3,435,550千円	21.4%

人口19,575人(R5.1.1現在)

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
1,233,344千円	182,812千円	489,800千円	1,905,956千円

一人当たりの給与費5,539千円(職員数338人)

※職員手当には、退職手当を含みません。

2.職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額の状況(R5.4.1現在)

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.5歳	318,963円	355,328円
技能労務職	52.6歳	270,170円	279,070円

(2)職員の初任給の状況(R5.4.1現在)

区分	愛南町	愛媛県
一般行政職	大学卒	192,893円
	高校卒	169,762円
技能労務職	大学卒	192,677円
	高校卒	159,710円

3.一般行政職給料表の状況(R5.4.1現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	163,023円	209,185円	242,273円	273,148円	297,083円	324,941円
最高号級の給料月額	250,821円	306,939円	353,000円	387,395円	396,245円	413,644円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(R5.4.1現在)

区分		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	255,907円	343,740円	364,660円	379,950円
	高校卒	221,550円	286,112円	331,557円	360,030円
技能労務職	高校卒	-	244,700円	265,300円	286,150円
	中学卒	-	-	-	278,200円

9. 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇(R4.1.1~R4.12.31)

総付与日数(A)	総取得日数(B)	全対象職員数(C)	平均取得日数(B/C)	消化率(B/A)
7,867日	1,538日	199人	7.7日	19.6%

(2) 育児休業等の取得状況(R4年度)

区分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	7人	4人	11人
うち新規取得者数	7人	3人	10人
部分休業取得者数	0人	0人	0人
うち新規取得者数	0人	0人	0人
深夜勤務および時間外勤務の制限請求者数	0人	0人	0人
うち新規取得者数	0人	0人	0人

10. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

職員の勤務能率の発揮および増進のため、以下の研修を実施しています。

区分	研修名等	
職場内研修	ハラスメント防止研修、メンタルヘルス研修ほか	
職場外研修	基本階層別研修	新採職員研修、初級職員研修、中級職員研修、係長級研修、課長級研修ほか
	ステージアップ研修	レジリエンス向上講座、民法講座、地方自治法講座、文章力向上講座ほか
派遣研修	専門研修機関	市町村アカデミー研修
研修	官公庁	愛媛県

11. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持、疾病予防対策の状況(R5年度)

職員定期健康診断および健康相談を実施し、職員の健康確保に努めました。

また、定期的に産業医が職場を巡視し、健康障害の防止および快適な職場環境の形成を図りました。

(2) 職場の安全衛生の状況(R5年度)

労働安全衛生法等に基づき、衛生委員会の設置、産業医、衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生管理体制を整備しています。

(3) 福利厚生制度に係る負担状況(R4年度普通会計決算)

区分	負担金額
共済組合負担金	愛媛県市町村職員共済組合 478,419千円 愛媛県公立学校共済組合 9,819千円
愛媛県市町村互助会	3,819千円

(4) 公務災害の状況(R4年度)

令和4年度の公務災害の受理および認定件数は4件でした。

(5) 通勤災害の状況(R4年度)

令和4年度の通勤災害の受理および認定件数は0件でした。

(6) 勤務条件に関する措置要求の状況(R4年度)

令和4年度に勤務条件に関する措置要求はありませんでした。

(7) 不利益処分に関する不服申し立ての状況(R4年度)

令和4年度に不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

問：総務課 電話：72-1211

6. 特別職の報酬等の状況(R5.4.1現在)

区分	給料月額	期末手当
町長	770,000円	年間3.30月分
副町長	625,000円	
教育長	570,000円	

区分	給料月額	期末手当
議長	286,000円	年間3.30月分
副議長	227,000円	
議員	181,000円	

7. 職員数の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数			主な増減理由
		R4年	R5年	前年比	
一般行政部門	議会	3人	3人	0人	
	総務	50人	49人	△1人	
	税務	13人	13人	0人	
	民生	94人	94人	0人	
	衛生	26人	25人	△1人	業務見直しによる減員
	農林水産	25人	26人	1人	
	商工	12人	12人	0人	
	土木	17人	17人	0人	
	小計	240人	239人	△1人	
特別行政	教育	50人	48人	△2人	
	消防	48人	49人	1人	
	小計	98人	97人	△1人	
会計部門	病院	37人	36人	△1人	業務見直しによる減員
	水道	11人	11人	0人	
	下水道	1人	1人	0人	
	その他	23人	22人	△1人	
	小計	72人	70人	△2人	
合計		410人	406人	△4人	

8. 職員の分限および懲戒処分の状況(R4年度)

区分	種類	内容	該当
分限処分	降任	・勤務成績が良くない場合 ・心身の故障の場合 ・職に必要な適格性を欠く場合 ・職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 ・刑事事件に関し、起訴された場合 ・失職した場合	5件
	免職		
懲戒処分	降給	・法令に違反した場合 ・業務上の義務に違反または職務を怠った場合 ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0件
	停職		
	免職		

募集

愛南町登録統計調査員を募集します

町では、統計法に基づく統計調査業務に従事していただける方をあらかじめ募集し登録しております。

▶身分

統計調査員は、非常勤の地方公務員です。

▶統計調査員の主な仕事内容

- ①調査員事務打合せ会(説明会)への出席
- ②担当調査区の範囲と調査対象の確認
- ③調査票の配布と記入依頼
- ④記入された調査票の回収
- ⑤調査票等の調査関係書類の審査、提出

▶報酬および任命機関

従事した対価として報酬が支払われます。報酬額は、統計調査の種類や調査活動にかかる日数等を考慮して定められているため、調査によって異なります。任命機関は、各種調査毎2カ月程度ですが、調査によって2カ月以上のものもあります。

ぜひ、お気軽に企画財政課政策推進室までお問い合わせください。なお、調査員登録の際には調査員証明書に添付する写真を撮影させていただきます。

問：企画財政課 政策推進室
電話：73-7075



愛南町
ホームページ

お知らせ

新婚さんの新生活を応援します

新婚世帯を対象に、婚姻に伴う新居の取得や賃貸、新居への引っ越し、住宅のリフォームに必要な費用を補助します。

▶対象者

- ①令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に婚姻届を受理された夫婦
- ②婚姻日において夫婦ともに39歳以下で下記の表の所得要件に該当する世帯

▶補助内容・金額

夫婦年齢	世帯所得	補助対象経費	補助上限金額
①	500万円未満	・新居の取得費(新築、購入) ・新居の賃借料(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)	60万円
②	29歳以下 500万円以上 660万円未満	・新居のリフォーム代 ・引っ越し費用	20万円
③	29歳以下 660万円未満	・時短家電および省エネ家電の購入費用	20万円
④	30歳以上 39歳以下 500万円未満	・新居の取得費(新築、購入) ・新居の賃借料(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・新居のリフォーム代 ・引っ越し費用	30万円

※令和6年4月1日以降に生じた費用が対象

※例) 婚姻時29歳以下、世帯所得500万円未満の場合、最大80万円が補助されます。

令和7年3月31日までに結婚のご予定がある方は、令和7年1月までにご相談ください。ご相談がない場合は補助金申請の対象から外れる場合があります。

お知らせ

消防団活動車が寄贈されました

公益財団法人日本消防協会による消防団員等福祉共済の福祉増進事業として、防火防災学習や広報活動等に活用できる消防団活動車が寄贈されました。

平常時には、防火・防災の広報活動に、災害時には緊急車両としての現場活動など、幅広く活用します。



問：消防本部庶務課 電話：72-0112

お知らせ

**「かんきょうかわら版」
配布方法変更のお知らせ**

環境衛生課で毎月発行している「かんきょうかわら版」を、各戸に配布していましたが、今月号から回覧文書に変更することとなりました。

なお、「かんきょうかわら版」は町のホームページでも公開していますので、二次元コードからご覧ください。今後も環境衛生に関する情報を住民の皆さまへ発信していきます。

問：環境衛生課
電話：72-7316



愛南町
ホームページ



愛南町
ホームページ

お知らせ

「愛南町海業振興事業支援補助金」の公募を実施します

町では、町内に事務所を有する法人および町内で活動している団体が、町が指定する期間内で実施する海業を振興する事業に係る経費に対し、補助金を交付します。

補助率は10分の10以内とし、3件程度、1件当たり30万円を補助上限額とします。

▶事業要件

※次の全てに該当するもの

- ①海業を振興する事業であること
- ②複数年にわたって継続的な事業の実施を目指すものであること
- ③収益性のみを追求するものではなく、事業の実施を通じて地域の活性化を図るものであること
- ④町の他の補助金等で助成していないこと

▶公募期間

6月3日(月)～6月28日(金)

「海業」の詳細については、広報あいなん5月号の愛南町海業グランドデザイン(P8・P9)をご参照ください。

問：水産課 海業推進室
電話：72-7312



愛南町
ホームページ

お知らせ

人権擁護委員の日のお知らせ

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

私たちの街の相談パートナーである人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動のほか、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動に取り組んでいます。

差別・嫌がらせ・暴行・虐待・体罰・いじめ・プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの方はお近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

なお、人権相談専用ダイヤルは、次のとおりです(外国語人権相談ダイヤルのみ9:00から17:00まで、それ以外の相談は、8:30から17:15まで)。

- ▶子どもの人権に関する相談は「子どもの人権110番」
電話：0120-007-110
- ▶女性の人権に関する相談は「女性の人権ホットライン」
電話：0570-070-810
- ▶日本語を自由に話すことができない外国人の方は「外国語人権相談ダイヤル」
電話：0570-090-911
- ▶それ以外の人権に関する相談は「みんなの人権110番」
電話：0570-003-110

問：人権啓発室 電話：72-1530

お知らせ

「愛結び」で新たな出会いを探しませんか？

「愛結び」は、えひめ結婚支援センターが運営する、1対1のお見合いシステムです。写真やプロフィールから会いたいお相手を探すことができるほか、AIが登録者におすすめの方を提案します。お引き合わせ日決定後にチャットでメッセージ交換ができ、お引き合わせ当日はベテランのボランティア(愛結びサポーター)が立ち会います。また、オンラインでのお見合い「おうちde愛結び」も実施しています。同意された方のみ、ご自宅からご自身のスマホやパソコン等でお相手探し&お申し込みができます。来所利用には予約が必要です。

【愛南町会場】

- ▶場所 御荘文化センター
- ▶会場 3階研修室 ▶受付時間 11:00～14:00
- ▶日程 毎月第3日曜日(変更する可能性があります)
- ▶予約先 えひめ結婚支援センター 南予大洲事務所
0893-57-6705

問：企画財政課 政策推進室
電話：73-7075



愛南町
ホームページ

お知らせ

御荘文化センター図書室 「推し本の会」開催のご案内

御荘文化センター図書室で「推し本の会」を開催します。この本のこの箇所が好き!この本の存在を他の人にも知ってほしい!など、絵本から小説、専門書など、ジャンルも年齢も問わず、お薦めの本を読み合う会です。ぜひご参加ください。

- ▶日時 6月14日(金)、7月12日(金)、8月9日(金)、
9月13日(金)、10月11日(金)、
11月8日(金)、12月13日(金)
11:00～、15:30～(1日2回、各15分)
- ▶場所 御荘文化センター図書室
- ▶定員 特に定めない(申し込み不要)
- ▶内容 絵本から小説、専門書など、ジャンルも年齢も問わず、お薦めの本を持ち寄り読み合う。

(注) 荒天等により中止となる場合があります。

問：御荘文化センター図書室
電話：73-1111



愛南町
ホームページ

お知らせ

医療費受給者証の更新手続きをお知らせします

次の各医療費受給者証の更新について、対象となる方に更新申請書を郵送します。期間内に更新手続きをしてください。※申請期間は、いずれも6月17日(月)から28日(金)で、住所地(町民課または各支所)で手続きをしてください。

【ひとり親家庭医療費受給者証】

▶持参していただくもの 印鑑、対象者全員の健康保険証(コピー可)、現在交付中のひとり親家庭医療費受給者証、送付の更新申請書、本人確認ができるもの(運転免許証等)、在学証明書(該当者の世帯状況等によっては提出を求める場合があります)

※所得税が課税されていない場合は該当となります。ただし、前年所得での判定となりますので、これまで該当しなかった方も所得の変動などにより受給できる場合がありますのでご相談ください。

※更新手続きの提出がない場合、受給者証を交付することができませんので必ずご提出ください。

【重度心身障害者医療費受給者証】

▶持参していただくもの 印鑑、健康保険証、現在交付中の重度心身障害者医療費受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、送付の更新申請書

問：町民課 電話：72-7300

お知らせ

税込確保に向けて県と連携

町では、県と町の職員が連携して滞納整理業務を行う職員相互併任を平成24年度から導入して、税収の確保に取り組んでいます。

今年度は愛媛県職員の高橋圭三^{けいぞう}担当係長と阿部^{あべ}桐子^{きょうこ}主事を愛南町税務課管理収納係に任命しました。

問：税務課 電話：72-7301

お知らせ

「愛南町公共交通フォトコンテスト2024」の作品募集

- ▶題材 路線バスやタクシー・あいなんバスを身近に感じられる写真(車内、車外、車窓からの風景)
- ▶応募期限 令和7年1月22日(水) ※必着
- ▶応募方法 役場本庁(総務課)または各支所に用意してある応募票に必要事項を記入し、写真(データによる応募可)とともに郵送または持参により提出してください。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

問：総務課
電話：72-1211



愛南町
ホーム
ページ



▲昨年度入賞作品(作品名:出発)

募集

愛南町行政評価委員会委員を募集します

町では、愛南町行政評価委員会の委員を公募しています。なお、他の委員会等の委員を3つ以上兼務している方は応募できませんのでご注意ください。

- ▶職務の内容 行政の実施する事業について評価を行う。
- ▶報酬等の条件 日額7,000円(交通費別途支給)
- ▶公募人数 3人
- ▶任期 委嘱の日から令和9年3月31日
- ▶応募資格 町内在住の18歳以上の方で、識見を有する方
- ▶募集期間 6月3日(月)~17日(月)

問：企画財政課 政策推進室
電話：73-7075



愛南町
ホーム
ページ

募集

空き家バンクの登録物件募集

町では、空き家バンクを開設し、県外からの移住者を対象とした空き家情報の提供を行っています。

現在、空き家バンクへの登録物件を募集していますので、町内に居住用の空き家を所有している方で、賃貸や売却を希望する物件がありましたら、ぜひ登録をお願いします。詳細については、企画財政課政策推進室までご相談ください。

問：企画財政課 政策推進室 電話：73-7075

お知らせ

御荘文化センター図書室

令和6年度講演会「愛媛が舞台・題材の映画・ドラマ撮影」開催のご案内

御荘文化センター図書室で講演会を開催します。講師にNPO法人いよココロザシ大学学長、NPO法人ジャパン・フィルムコミッション理事長などをされている泉谷^{のぼる}氏をお招きし、「愛媛が舞台・題材の映画・ドラマ撮影」と題してお話をさせていただきます。ぜひご参加ください。

▶開催日時 6月30日(日)13:30~(約60分) (注) 荒天等により延期または中止となる場合があります。

▶会場 御荘文化センター2階大研修室 ▶定員 30人

▶申込方法 電話またはEメールにて、6月27日(木)までにお申し込みください。

御荘文化センター図書室 担当:猪崎

電話:0895-73-1111 Eメール: shogaigakushu@town.ainan.ehime.jp

申し込みの際は、お名前・連絡先をお伝えください。Eメールで申し込みの場合は、

タイトルを「6月講演会」としてください。



愛南町
ホーム
ページ

問: 御荘文化センター図書室 電話: 73-1111

お知らせ

乳房超音波検診

30歳代女性を対象とした乳がん検診(乳房超音波)を次の日程で実施します。受診を希望される方は、事前にWEBまたは電話でお申し込みください。

▶対象 30歳~39歳 女性

▶日時・場所

8月19日(月) 9:30~11:00、13:00~14:00

城辺保健福祉センター

8月30日(金) 9:30~11:00、13:00~14:00

御荘文化センター

※午前・午後のどちらかで希望をお聞きます。

(要予約:人数制限あり)



WEB
予約専用
ページ

問: 保健福祉課 電話: 72-1212 または 73-7400

お知らせ

介護予防手帳を発行します

高齢になっても健康で生き生きと楽しく暮らしていくためには、毎日の暮らしの支えになるような、気持ちが明るく前向きになる活動を行うことが大切です。

町では、高齢期の積極的な活動継続や生活機能向上のため、介護予防手帳を発行いたします。ぜひこの手帳を健康づくり・介護予防に役立ててください。

●内容 ①私のプラン・活動記録表

②血圧等健康の記録表

③予防接種の記録

④健康づくり・介護予防に役立つ情報等

●対象 町内在住で40歳以上の希望者(1人1冊無料)

●配布場所 役場本庁 地域包括支援センター

問: 地域包括支援センター 電話: 72-7325

お知らせ

国民健康保険税の算定方法変更

令和6年度分国民健康保険税の算定に係る改正についてお知らせします。

●賦課限度額の引き上げ

※後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を22万円から24万円に引き上げます。

区分	医療分	支援金分	介護分
現在	65万円	22万円	17万円
改正後	65万円	24万円 (+2万円)	17万円

●軽減判定所得基準額の見直し

※国の税制改正により、国民健康保険税に係る軽減判定基準が次のとおり変更となります。

【5割軽減】

	基準となる所得金額
現在	世帯主と加入者の合計所得が43万円 +(29万円×加入者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
改正後	世帯主と加入者の合計所得が43万円 +(29.5万円×加入者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

【2割軽減】

	基準となる所得金額
現在	世帯主と加入者の合計所得が43万円 +(53.5万円×加入者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
改正後	世帯主と加入者の合計所得が43万円 +(54.5万円×加入者数) +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

問: 税務課 電話: 72-7301



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ

児童手当のご案内

児童手当は、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。

▶支給手続き

児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されます。

▶支給月額

○3歳未満 一律15,000円 ○3歳以上小学校終了前 第1子・第2子10,000円、第3子以降15,000円
○中学生 一律10,000円

※ただし、児童を養育している方の前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人当たり月額一律5,000円を支給します。また、特例給付に係る所得上限限度額が設けられています。所得額が所得上限限度額以上の場合、特例給付の支給がされません（これまで手当を受給されていなかった方で所得上限限度額を下回った方については、手当を受けるために、改めて認定請求書の提出が必要です）。

▶支払時期 原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

●以下の変更事項があった方は必ず市町村に届け出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の氏名、住所が変わったとき（他市区町村や海外への転出を含む）
- ③一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ④受給者の加入する年金（保険）が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑤離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑥国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

●児童手当の拡充について

児童手当の抜本的拡充により、高校生年代までの支給期間の延長、所得制限の撤廃、多子加算について第3子以降の増額等が予定されています。拡充に伴い、今後、各種申請等が必要となる場合があります。

令和6年度児童手当等現況届についてお知らせします

現況届の提出は原則不要です。

ただし、下記に該当する方については現況届けの提出が必要です。提出がない場合、6月分以降の手当の支給が受けられなくなりますので、該当となる方はご連絡ください。また、加入保険の変更、受給者や配偶者、児童に係る状況に変更等があった方は、時期に関わらず変更の届け出をお願いします。

●現況届の必要な方

- ・住民基本台帳上で住所を把握できない法人である未成年後見人
- ・6月1日現在で配偶者と離婚協議中である一般受給者
- ・住民基本台帳上の住所地以外の市町村で受給しているDV避難者
- ・戸籍および住民基本台帳上に記載のない児童に係る一般受給者
- ・施設等受給者

※該当となる方は、6月中に保健福祉課子育て支援室へご連絡ください。



愛南町
ホーム
ページ

問：保健福祉課 子育て支援室 73-7135

お知らせ

令和6年度生涯学習講座を開催します

生涯学習講座を下記の日程で開催します。希望される方は、事前のお申し込みをお願いします。

<講座内容>

- ① 6月22日(土) 『旧土豫銀行の建築的魅力と今後の活用について』 講師：岡崎直司^{なおじ}
- ② 8月24日(土) 『史跡の活用について松野町河後森城跡の事例を題材に…』 講師：亀澤一平^{いっぺい}
- ③ 10月26日(土) 『御荘旧記を読む①』 講師：織田浩史^{ひろふみ}
- ④ 12月21日(土) 『御荘旧記を読む②』 講師：織田浩史

問：生涯学習課 電話：73-1112



令和6年度から令和8年度までの介護保険料についてお知らせします

介護保険法に基づき、令和6年度に介護保険事業計画を改定しました。

令和3年度から令和5年度（見込み）の実績値をもとに、今後3年間の要介護・要支援認定者、施設サービス利用者、介護給付費と地域支援事業を見込み、介護保険料を決定しましたのでお知らせします。

●保険料および保険料額の変更点

【改定前】

所得段階	保険料率	保険料(年額)	対象者
1段階	0.3 【0.5】	22,000円 【36,600円】	○生活保護を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
2段階	0.5 【0.75】	36,600円 【54,900円】	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方
3段階	0.7 【0.75】	51,200円 【54,900円】	○世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の方
～	～	～	～
9段階	1.7	124,400円	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方

【改定後】

所得段階	保険料率	保険料(年額)	対象者
1段階	0.285 【0.455】	20,900円 【33,300円】	○生活保護を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
2段階	0.485 【0.685】	35,500円 【50,100円】	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方
3段階	0.685 【0.69】	50,100円 【50,500円】	○世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の方
～	～	～	～
9段階	1.7	124,400円	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
10段階	1.9	139,100円	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
11段階	2.1	153,700円	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
12段階	2.3	168,400円	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
13段階	2.4	175,700円	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方

※第1段階から第3段階の人は、公費により保険料が軽減されます。【軽減前保険料(率)】

※基準額(73,200円)×各保険料率=保険料額(年額)



愛南町
ホーム
ページ

●合計所得金額の算定方法の変更点

令和3年度から令和5年度分までの介護保険料に係る所得についての特例措置として、住民税課税者（第6段階以上の方）の合計所得金額に、給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を、合計所得金額として用いるとしておりましたが、令和6年度から令和8年度については、控除が適用されなくなりますので、お知らせします。

問：税務課 電話：72-7301（賦課徴収に関するお問い合わせ）
高年齢者支援課 電話：72-7325（資格、サービス利用等に関するお問い合わせ）

消費生活通信

【消費生活に関する情報をお知らせします】
～災害に便乗した点検商法にご注意を～

令和6年4月17日(水)に発生した地震では、現在の震度階級となつてから四国で初となる震度6弱が観測され、愛南町の名前が全国放送で連日報道されました。

今回は、災害の後に起きやすい点検商法のトラブルについてご紹介します。



愛南町
ホーム
ページ

【点検商法とは?】

突然家庭を訪問して、「屋根や家屋を無償で点検する」と言って点検した後に、不必要であったり、法外な価格の修繕費用や商品交換の契約をさせるものです。

地震等の災害が起こると、その混乱や不安に付け込んだ点検商法が多くなるようです。

実際に、高知県宿毛市でも、地震の後に知らない業者が家屋を訪問して屋根を見て回り、「保険を使って修理ができる」と契約を迫ってきた、という情報がありました。



【トラブルを避けるには】

- ・「すぐに修理が必要だ」と言われてもその場ですぐに契約せず、他の事業者からも見積もりを取ったり、周囲の人に相談した上で、慎重に判断するようにしましょう。
- ・「保険金が使える」などと言われても、実際に保険が適用されるかは分からないため、ご自身で加入先の保険会社や保険代理店に確認するようにしましょう。

町では、消費生活に関する相談窓口を開設していますので、困った時には相談窓口や消費者ホットライン(118)へご相談ください。
毎週木曜日は専門職の消費生活相談員が在勤しています。

問：消費生活相談窓口（商工観光課内）
電話：72-1405

募集

令和7年度採用【第1回：早期募集】の愛南町正規職員を募集します

- ▶受付期間 5月24日(金)～6月6日(木) 8:30～17:15(土日・祝日を除く)
- ▶受付方法 インターネット上で受け付け ▶申込期限 6月6日(木)
- ▶試験日時 7月14日(日) 9:00～(予定)
- ▶申込方法 職員採用専用サイトより申し込み(町ホームページのトップ画面よりアクセス)

募集職種	文化財技師	保健師	社会福祉士	看護師	介護福祉士	薬剤師
	1名	2名	2名	3名程度	若干名	1名

※年齢要件について、保健師、社会福祉士は40歳まで、それ以外の職種は45歳まで。

※【第2回：通常募集】は例年通り7月初旬頃に告示します。採用予定職種は一般行政職(初級)、消防士、保育士等を予定しています。

※今年度より専用サイトにて申し込みの受け付けを行いますので、紙媒体の申込書はありません。全ての手続きはインターネット上で完結します。

問：総務課 電話：72-1211



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ

**第3期愛南町保健事業実施計画(データヘルス計画)・
第4期特定健康診査等実施計画のお知らせ**

町では、国の指針に基づき、被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じたさまざまな保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質(QOL)の維持および向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的とし、第3期愛南町保健事業実施計画(データヘルス計画)・第4期特定健康診査等実施計画を策定しています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

問：町民課 電話：72-7300



愛南町
ホーム
ページ

募集



愛南マラニック 2024 食と海と太陽と

応援サポーター&

ボランティアスタッフを募集します

8月25日(日)に「愛南マラニック～食と海と太陽と～2024」を開催するにあたり、ランナーを応援する活動を行っていただける「愛南マラニック応援サポーター」と、当日の大会運営をお手伝いいただけるボランティアスタッフを募集します。当日参加いただける方には愛南マラニックのTシャツおよびタオルの支給があります。

【愛南マラニック応援サポーター】

サポーターが大会当日に私設エイドステーションでランナーに飲食物を提供する場合、実行委員会が費用の1/2(上限1万円)を支援するほか、当日までに行うPR活動を公式ホームページ等で紹介するなどの支援があります。(活動例:当日の楽器演奏、飲食店の応援キャンペーン等)

サポーターとして認定を希望される方は、ホームページで実施要領を参照して申請手続きを行うか、実行委員会事務局の役場本庁商工観光課へお問い合わせください。

【ボランティアスタッフ(高校生以上)】

大会当日における会場での誘導や案内、片付け等に参加していただけます。当日は実行委員会が加入する傷害保険が適用されます。

※未成年の場合は保護者の承諾が必要です。

ボランティアスタッフで参加いただける方は、実行委員会事務局の役場本庁商工観光課へお問い合わせください。

問：商工観光課
電話：72-7315



愛南町
ホーム
ページ

募集

町有地売払いのお知らせ

利用することなくなった次の土地・建物を、一般競争入札により売払います。購入を希望される方は、ご参加ください。(売払い公告日は、令和6年6月3日(月))

- ▶入札参加受付期間 6月3日(月)～6月21日(金)の17:15まで(土日、祝日を除く)。入札参加に必要な書類は役場本庁総務課窓口にて備え付けていますが、町ホームページでも取得できます。
 - ▶入札書の提出期限 7月22日(月) 17:15
 - ▶開札の日時および場所 7月23日(火) 10:00～ 役場本庁3階大会議室
 - ▶入札方法 上記日時・場所において開札を行い、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とします。ただし、同一物件に対する最高落札提示者が複数の場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。
 - ▶現地説明会 希望により7月10日(水)まで現地説明を行うことができます。
- ※入札資格の確認がありますので、詳しくは総務課管財係までお問い合わせください。

所在地	愛南町福浦273番地3,5(旧福浦医師住宅用地)
現況および登録地目	宅地
面積	336.55㎡(約101坪)
用途地域	都市計画区域外 用途地域の指定なし
接面道路	公衆用道路(標準幅員約4m)
基本情報	[土地] 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)および津波災害警戒区域(基準水位2.0～3.0)になります。 [建物] 平成3年度に建築した建物(木造スレート葺2階建 延床面積169.67㎡)があります。 ※土地、建物いずれも現状での引き渡しとなります。

売却物件位置図

物件番号1
愛南町福浦273番地3,5



問：総務課 電話：72-1211